

令和6年度

税制及び税務行政に関する

意 見 書

関 東 信 越 税 理 士 会

令和 6 年度税制及び税務行政に関する意見書

目 次

I. 基本的な考え方	1
II. 意見書の構成と概要	1
III. 令和 6 年度税制及び税務行政に関する意見項目	2
・税制に関する意見－68 項目	
1 第 32 回学術研究討論会における提言を中心として（10 項目）	2
2 所得税法関係（17 項目）	2
3 相続税法関係（9 項目）	3
4 法人税法関係（4 項目）	4
5 消費税法関係（5 項目）	4
6 その他の国税関係（3 項目）	5
7 地方税法関係（12 項目）	5
8 所得税法・法人税法・地方税共通関係（5 項目）	6
9 国際課税関係（3 項目）	6
・納税環境整備に関する意見－9 項目	6
IV. 令和 6 年度税制及び税務行政に関する意見内容	8
・税制に関する意見	
1 第 32 回学術研究討論会における提言を中心として	8
2 所得税法関係	11
3 相続税法関係	17
4 法人税法関係	21
5 消費税法関係	23
6 その他の国税関係	24
7 地方税法関係	26
8 所得税法・法人税法・地方税共通関係	29
9 国際課税関係	31
・納税環境整備に関する意見	31

(凡 例)

〈法令等の略称〉

本文中の解説の根拠となる法令等を（ ）内に表記する場合には次の略称を用いる。

また、条数は「１・２・３」、項数は「①・②・③」、号数は「一・二・三」で表示する。

「通則」……………国税通則法	「財基通」……………財産評価基本通達
「通則令」……………国税通則法施行令	「消法」……………消費税法
「所法」……………所得税法	「消令」……………消費税法施行令
「所令」……………所得税法施行令	「消基通」……………消費税法基本通達
「所基通」……………所得税基本通達	「地法」……………地方税法
「法法」……………法人税法	「地令」……………地方税法施行令
「法令」……………法人税法施行令	「地法附則」……………地方税法附則
「法規」……………法人税法施行規則	「地令附則」……………地方税法施行令附則
「法基通」……………法人税基本通達	「措法」……………租税特別措置法
「相法」……………相続税法	「措令」……………租税特別措置法施行令
「相基通」……………相続税法基本通達	「耐令」……………減価償却資産の耐用年数等に関する省令
「財基通」……………財産評価基本通達	

I. 基本的な考え方について

税理士法第 49 条の 11（建議等）において「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」と規定され、税理士法第 49 条の 15（税理士会に関する規定の準用）に基づき、日本税理士会連合会（以下、「日税連」という）では、公平かつ合理的な税制の確立と申告納税制度の維持・発展を目的として、各税理士会から意見を集約し、税制改正及び税務行政に関する建議書を取りまとめている。関東信越税理士会（以下、「本会」という）においては、同建議書の作成のために毎年日税連へ意見書（建議書）を取りまとめ提出している

なお、意見書は下記の観点に基づき作成している。

- ① 公平な税負担
- ② 必要最小限の事務負担
- ③ 透明な税務行政
- ④ 時代に適合する税制
- ⑤ 理解と納得のできる税制

II. 意見書の構成と概要

「本会」の意見項目は、所属する会員から毎年 9 月末日を目途に意見収集し、提出された意見を基にして本会調査研究部において取りまとめを行い、理事会における審議を経て公表している。なお、「税制改正大綱」等に取り上げられた項目や詳細な検討の上で新たな意見形成が必要な項目については、意見書への掲載を見合わせている。

また、当会では、会員の日頃の研究成果を発表し、税制建議を行うための資料を収集すること、会員の資質の向上、会員相互間の情報交換、更に友誼関係の発展につなげることを目的として、当会区域の 6 県のうち、3 県から各 3 名を研究員として選出し、学術研究討論会を開催している。研究員の研究成果から得られた提言については、別途掲載する。

令和 6 年度税制及び税務行政に関する要望として会員より 209 項目の意見が提出され、そのうち 項目を採用し、「税制に関する意見－68 項目」、「納税環境整備に関する意見－9 項目」に大別した上で税制に関しては各税目に分類している。

令和 6 年度における項目の概要は以下のとおりである。

Ⅲ. 令和6年度税制及び税務行政に関する意見項目

・ 税制に関する意見—68 項目

1 第32回学術研究討論会における提言を中心とする意見（10 項目）

【所得税法関係】

- （1）N分N乗方式による世帯単位課税を導入すること（新規）
- （2）金融所得課税について見直しを行うこと（新規）

【その他の国税関係】

- （3）「グッズ減税」「バズ課税」を取り入れた新しい「環境税」を導入すること（新規）
- （4）炭素税を本格導入すること（新規）

【地方税関係】

- （5）自動車に関わる環境税制について、利用量(走行距離)に応じた課税とすること（新規）
- （6）空き家の増加を抑制するため、特定空家等に対する住宅用地の特例除外を拡大すること（新規）
- （7）納税者が空き家を撤去した場合に、一定期間は住宅用地の特例が適用された時期の負担と同程度以下の負担となるよう固定資産税を減免すること（新規）
- （8）空き家の増加を長期的視野で抑制するため、固定資産税の住宅用地の特例の範囲を縮小し、アパートや賃貸住宅地を除外すること（新規）

【所得税法・法人税法・地方税共通関係】

- （9）中小企業の研究開発税制を改定すること（新規）
- （10）太陽光発電設備の普及のため、一定の要件のもと導入事業者や個人に優遇措置を設けること（新規）

2 所得税法関係（17 項目）

重点項目

- （1）年少扶養親族に対する所得控除を復活させること（継続）
- （2）年末調整制度について、年末調整手続き後に、扶養是正が必要となった場合に、当該従業員本人が確定申告によって是正を行うなど、制度の廃止の検討も含めて抜本的に見直すこと（継続）
- （3）同一生計配偶者の青色専従者等を配偶者控除対象から除外することを廃止し、事業に専従する親族への適正対価は、必要経費として認めること（新規）

一般項目

- （4）基礎控除をすべての納税者に一律条件で認められる制度に戻すこと（継続）

- (5) 青色申告の純損失の繰越期間を相当期間延長すること。併せて、雑損失の繰越控除の期間も延長すること (継続)
- (6) 災害損失控除を創設すること (継続)
- (7) 所得税及び消費税の準確定申告の申告期限に宥恕規定を設けること (継続)
- (8) 新たに事業を開始した場合等の「所得税の青色申告承認申請書」の提出期限を延長すること (継続)
- (9) 土地建物等の譲渡損益について他の所得との損益通算を可能にすること (継続)
- (10) 所得税の確定申告期限を消費税の確定申告期限と同じ3月31日に改正すること (新規)
- (11) 控除対象扶養親族について、扶養親族のうち、その年の翌年4月1日現在の年齢が16歳以上の者とし、特定扶養親族について、控除対象扶養親族のうち、その年の翌年4月1日現在の年齢が19歳以上23歳未満の者とする (新規)
- (12) 文化功労者の年金を課税対象とすること (継続)
- (13) 個人請負型就業者に給与所得控除と同額の概算控除を認め、実額控除との選択制とすること。その場合、所得税法204条1項各号に列挙された職種のみならず、個人請負型就業者全般に対し、その報酬・料金に対して源泉所得税を課すこと (新規)
- (14) 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用要件について見直すこと (継続)
- (15) 配偶者控除、扶養控除、基礎控除の主要な人的控除について控除額を増額するとともに、給与所得控除、公的年金等控除については、控除額を引き下げて、所得の種類による不公平をなくすこと (継続)
- (16) 企業が従業員に食事の支給をする場合における給与課税しない要件を、使用者の負担額が月額3,500円以下を見直すこと (新規)
- (17) 新規開業者、新設法人の源泉所得税の納期特例の適用を、申請書提出日の属する月の支払い分から適用すること (新規)

3 相続税法関係 (9項目)

重点項目

- (1) 相続税・贈与税申告における非上場株式等の課税特例として、80%評価減制度を創設すること (継続)
- (2) 2割加算の対象を、子がいる場合の、養子縁組した直系卑属に限定すること (新規)
- (3) 相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書では、開示請求者は開示対象

者から除外されているため、開示請求者も開示対象者に含めることを可能とすること、および開示内容を見直すこと（新規）

一般項目

- （４）小規模宅地等の特例について３大都市圏とそれ以外の地域等で差別化すること（継続）
- （５）小規模宅地等の特例において、特定事業用宅地等の要件を見直すこと（継続）
- （６）相続税の共同相続人の連帯納付義務を廃止すること（新規）
- （７）非上場株式について相続時精算課税を適用し、かつ、相続時まで継続して保有した場合には、相続税の計算における財産評価額につき、災害等特別な事情がある場合には贈与時点と相続時点のいずれか低い価額とすること（新規）
- （８）相続開始時に被相続人が役員等であった同族会社に対し当該被相続人が貸付金を有していた場合における財産評価等について、特例措置を設けること（新規）
- （９）法定耐用年数を経過した家屋及び敷地（宅地）等の評価減を設けること、また、家屋の価額を評価する場合におけるその家屋の固定資産評価額に乗ずる倍率を一部見直し、特定の家屋や特定の地域については個別に指定して現行よりも低い倍率に乗ずるようにすること（継続）

４ 法人税法関係（４項目）

重点項目

- （１）役員給与損金算入規定等について見直すこと（継続）
- （２）租税特別措置法上の中小法人及び中小企業者の定義を見直すこと（継続）

一般項目

- （３）受取配当金等は全額益金不算入にすること（継続）
- （４）修正申告・更正等の対象事業年度に係る消費税につき全部又は一部を年度中に申告・更正等が行われない場合においても翌事業年度の損金算入可能とすること（新規）

５ 消費税法関係（５項目）

重点項目

- （１）納税義務の免除制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者とする。軽減税率制度および帳簿方式を維持した上で適格請求書等保存制度（インボイス制度）の要件を緩和すること等も含め制度を見直すこと（新規）
- （２）消費税の届出書及び申請書の提出期限を見直すこと（新規）

一般項目

- (3) 簡易課税制度を選択した場合の2年間の継続適用を廃止すること (継続)
- (4) 令和2年度の消費税の改正で居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限が行われた。この改正の対象となる居住用賃貸建物の譲渡を非課税取引とすること又は譲渡した場合の仕入税額控除の調整期間を仕入日から第5年度の課税期間の末日までとすること (継続)
- (5) 個別消費税に課される消費税の二重課税を見直すこと (新規)

6 その他の国税関係 (3項目)

重点項目

- (1) 印紙税を廃止すること (継続)

一般項目

- (2) 相続及び贈与による土地及び建物の所有権移転登記に係る登録免許税を軽減すること (継続)
- (3) 事業承継税制の特例措置について、特例承継計画の提出期限（令和6年3月31日）の延長及び贈与期限（令和9年12月31日）の延長又は恒久化を図ること。また、継続届出書の提出について簡略化すること (新規)

7 地方税関係 (12項目)

重点項目

- (1) 償却資産に係る固定資産税制度を抜本的に見直すこと。また、法人における償却資産税の賦課期日を決算期末日とするとともに、計算方法についても国税と同様とすること (継続)
- (2) 償却資産に対する固定資産税について、事業用と家事用とで共用している資産に対しては事業専用割合を考慮し、その使用状況に応じて課税標準額を算定し、税額を計算すること (継続)
- (3) 事業所税を廃止すること (継続)
- (4) 個人住民税の所得控除を所得税の所得控除と同一にすること (継続)
- (5) 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税の課税方式について、資本金等が1億円以下の中小法人については、収入金課税を適用除外とし、所得割課税のみにすべきである (新規)

一般項目

- (6) 固定資産税の免税点の見直しを図ること (継続)
- (7) 固定資産税（償却資産）において、建物附属設備（家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める設備）については、平成16年度税制改正前と同様にそれを取り付けた者が建物の所有者か賃借人かに関係なく課税対象に含

- めないものとする事 (継続)
- (8) 家屋の評価方法を見直し、実態に即した固定資産税評価額とする事 (継続)
- (9) 外形標準課税を中小法人に導入しない事 (継続)
- (10) 個人住民税について、出国年に係る所得に課税する方法を検討する事 (継続)
- (11) 個人事業税の事業主控除の金額を引き上げるとともに、課税対象事業の範囲を見直し税率の一本化を図る事 (継続)
- (12) 地方税の申告納付における、すべての申告書・納付書を全自治体で統一する「地方統一様式」を導入する事 (継続)

8 所得税法・法人税法・地方税関連関係 (5 項目)

重点項目

- (1) 「電話加入権」を減価償却資産とし、減価償却の対象とするか、評価減を認める事 (継続)
- (2) 令和 4 年度税制改正で措置された賃上げ促進税制について、投資促進税制と同様、税額控除限度超過額の 1 年繰り越しを認める事 (新規)
- (3) 少額減価償却資産の損金算入における取得価額基準を引き上げ、30 万円未満とする事 (新規)

一般項目

- (4) 夫婦間の居住用不動産の贈与の特例を適用した場合の登録免許税及び不動産取得税にも特例を設ける事 (継続)
- (5) ふるさと納税制度を廃止し、制度設計をやり直す事 (継続)

9 国際課税関連関係 (3 項目)

重点事項

- (1) 外国籍の居住者・永住者用源泉徴収票の記載内容を統一する事 (継続)

一般事項

- (2) 非居住者である扶養家族への送金について、扶養親族となる非居住者と同居する未成年の子である場合は個別送金の判断を緩和する事 (継続)
- (3) 被相続人や相続人が日本国籍を有しない者である場合、申告に必要な書類やその取得方法についての情報提供を行う事 (継続)

・納税環境整備に関する意見内容－9 項目

重点事項

- (1) 税理士法人の一人法人を認める事 (継続)

- (2) 国税に関する納付書（国税の納付書、所得税徴収高計算書等）の様式の刷新、ダウンロード対応及びQRコード拡充（新規）
- (3) 電子取引について書面による保存の選択も認めること（新規）
- (4) 税理士試験の受験資格を完全に撤廃すること（新規）

一般事項

- (5) 税理士法を改正し、輸入消費税の税務折衝を認めること（継続）
- (6) 申告書等閲覧サービスに関して、手続きの簡略化を進めるとともに、申告書等のコピーも認めること（継続）
- (7) 申告書のほか、更正の請求書についても請求書に書面を添付できるようにすること（継続）
- (8) 相続税の申告書の閲覧申請を改善すること（新規）
- (9) e-Taxによる納税者の税務届出書に関する提出状況を閲覧可能とすること、また、開示請求権を創設すること（新規）

IV. 令和6年度税制及び税務行政に関する意見内容

・税制に関する意見

1 第32回学術研究討論会における提言を中心とする意見

【所得税法関係】

(1) N分N乗方式による世帯単位課税を導入すること（新法）（新規）

（理由及び意見）

我が国では、年少扶養控除が廃止されたことで、子育て世代への税制上の優遇措置がない。急速に進む少子化、人口減少のペースを抑えるためにも、子育て世代に対する経済的な負担を軽減させる税制の仕組みが必要である。そこでフランスで採用されているN分N乗方式による世帯単位課税を導入し、生活単位である世帯毎に課税を行うことで、より担税力に応じた課税が行える。

また、世帯単位課税においては、扶養控除の必要性がなくなるため、扶養親族が控除等を理由として所得に制限をかける必要がなくなる。これにより、共働きを促進し、労働力の増加も見込まれる。

(2) 金融所得課税について見直しを行うこと（措法37の10他）（新規）

（理由及び意見）

所得再分配機能の強化を図るために、金融所得に対する課税制度について見直しの議論が行われている。所得金額が1億円超の富裕層においては、その所得に占める金融所得の割合が高く分離課税であるため、所得税の負担率が低下することが指摘されている。

しかしながら、低迷が続く日本経済を活性化し、また将来の資産を自助的に形成していくことが求められる昨今においては、個人の家計金融資産を株式投資等の金融資産へシフトさせる必要があり、税制もこうした政策課題を後押しするような仕組みが望ましい。したがって、金融所得課税の見直しについては、個人の投資意欲に配慮をした上で、問題とされている富裕層に限定した内容に留めるべきである。

【その他の国税関係】

(3) 「グズ減税」「バズ課税」を取り入れた新しい「環境税」を導入すること（新法）（新規）

（理由及び意見）

現在、新たな環境汚染問題である「マイクロプラスチック汚染」が深刻な社会問題となっている。それを解決するひとつの方法として、環境汚染物質を対象にした新たな課税制度「環境税」を導入すべきである。

マイクロプラスチック等の環境汚染物質を課税対象にし、環境に負荷をかける

家計・企業に対しては「環境税」として消費税、法人税の上乗せをする「バズ課税」を、環境に配慮する家計・企業に対しては所得税、法人税、消費税の減税や社会保険料の減額等の「グズ減税」を行う。なお導入にあたり、十分なインセンティブ効果を発揮させるため、これらを同時に実施する必要がある。

(4) 炭素税を本格導入すること（石油石炭税法9、措法90の3の2）（新規）

（理由及び意見）

我が国では2012年10月よりCO₂排出量に比例して課税する炭素税に相当する税として、地球温暖化対策のための税（以下、「地球温暖化対策税」という。）が導入されている。具体的には、現行の石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設けることにより課税しているが、諸外国と比較して炭素税率が低いため、CO₂排出抑制効果が十分とは言えない。したがって、2050年カーボンニュートラルを実現するため、我が国において、炭素税を本格的に導入し、炭素税率の引き上げを図るべきである。

【地方税関係】

(5) 自動車に関わる環境税制について、利用量（走行距離）に応じた課税とすること（地方税法149ほか）（新規）

（理由及び意見）

自動車にかかわる環境税制は、現在、CO₂の排出を基準としたものであるが、欧米においては、CO₂の排出抑制が加速しつつあるため、自動車の動力源も化石燃料から電気等へ移行してきている。また、環境負荷という点では、CO₂等の排気ガスだけでなく、道路損傷や騒音振動等の負荷も検討すべきである。

このようなことから、アメリカの一部の州で導入検討されているような、利用量に応じた課税（走行距離課税等）を導入し、道路等インフラへの応益負担とすべきである。

(6) 空き家の増加を抑制するため、特定空家等に対する住宅用地の特例除外を拡大すること（地方税法349の3の2）（新規）

（理由及び意見）

空き家用地の固定資産税の住宅用地特例の除外は、現在、空家等対策の推進に関する特別措置法による「特定空家等」の勧告を条件として適用を受ける。

この勧告の対象となる空き家は「保安上危険、衛生上有害のおそれがある」等の状態であり、居住の用に供さなくなっている建物で、その状態が長期にわたって継続していることが推察される。空き家問題を考慮すると、住宅用地の特例の除対象をさらに拡大するべきである。

日常的に住まいとしていない家屋については耐震等の性能が劣ることも多く、周囲の生活環境を考慮し、「特定空家等」の勧告を待たず、住宅用地の特例除外とすべきである。

**(7) 納税者が空き家を撤去した場合に、一定期間は住宅用地の特例が適用された時期の負担と同程度以下の負担となるよう固定資産税を減免すること
(地方税法 349 の 3 の 2) (新規)**

(理由及び意見)

放置された空き家のある宅地は、その空き家を撤去することにより、住宅用地の特例が適用除外となり、固定資産税の負担増加が懸念される。

一定の基準を設けた上で、周囲の生活環境面等を考慮した空き家の撤去については、一定期間の固定資産税の負担軽減、一定の税額控除等のインセンティブを付与することで、放置された空き家の撤去や建替えが促進するようにすべきである。

(8) 空き家の増加を長期的視野で抑制するため、固定資産税の住宅用地の特例の範囲を縮小し、アパートや賃貸住宅地を除外すること (地方税法 349 の 3 の 2) (新規)

(理由及び意見)

現状の固定資産税の住宅用地の特例の範囲では、基本的に賃貸住宅(用地)の貸付事業者の利益率を高める意味合いが強く、その結果住宅の過剰供給の一因とも考えられる。

住宅用地の特例からアパートや賃貸住宅地を除外し、投資用アパートの新築を減少させ、住宅の過剰供給を抑え、空き家の利用促進を行うことで、長期的に空き家の増加を抑制することが可能であるため、固定資産税の住宅用地の特例の範囲を縮小し、アパートや賃貸住宅地を除外すべきである。

【所得税法・法人税法・地方税共通関係】

(9) 中小企業の研究開発税制を改定すること (措法 42 の 4、措法 27 の 4)

(新規)

(理由及び意見)

財務基盤の脆弱な中小企業が資金調達をして多額の研究開発投資をしても、当該事業年度は所得が発生しにくく、また、研究開発に係る取組みが所得として結実するまで相当期間を要することがあるため、現在の研究開発税制ではインセンティブを受けることができないケースが多く、役割を果たしているとは言い難い。

控除上限割合の更なる見直し、繰越控除制度の復活と繰越期間の延長並びに専属的な研究開発人員がいなくても一定の計算のもと研究開発費として認めるみなし人件費制度の創設等、中小企業が中長期的な視点から積極的に研究開発に取り組めるような、新たな中小企業版研究開発税制を確立すべきである。

(10) 太陽光発電設備の普及のため、一定の要件のもと導入事業者や個人に優遇措置を設けること（新法）（新規）

（理由及び意見）

太陽光発電設備は更なる普及拡大が要請されている一方、これまでの普及の弊害も種々指摘されている。

それらのうち環境への考慮等を鑑み、設置予定地の自治体と近隣住民の同意を得ること、保険加入や保守契約締結、日本製設備又は国内中古設備であること等一定の要件のもとに、事業者については、廃棄等費用積立金の費用計上、固定資産税の減免、事業者以外の個人の場合には、設備取得に関わる消費税等の減免、一定の所得控除の適用、固定資産税の減免、などの税制優遇措置を設け、更なる普及拡大を図るべきである。

2 所得税法関係

重点項目

(1) 年少扶養親族に対する所得控除を復活させること（所法 2①三十四の二、三十四の三、所法 84、平成 22 年度所得税法等改正法附則 5）（継続）

（理由及び意見）

児童手当等の給付は、社会保障制度の一つとしての子育て支援が目的である。一方、所得（扶養）控除制度は、所得税法上の制度であり、社会保障制度が改正されたからといって廃止すべきものではない。少子化傾向の我国にとって、すべての子育て世代への支援は必須であり、年少扶養控除を復活させ、安心して子供を産める社会にすることに助力すべきである。したがって、年少扶養親族に対する所得控除を復活すべきである。

(2) 年末調整制度について、年末調整手続き後に、扶養是正が必要となった場合に、当該従業員本人が確定申告によって是正を行うなど、制度廃止の検討も含めて抜本的に見直すこと（所法 190 他）（継続）

（理由及び意見）

現行の年末調整制度では、主たる従事者である事業主に対して、業務に直接関係のない家族に関する事情等を申告しなければならず、プライバシー保護の観点からも問題がある。納税者によっては、配偶者の正確な所得を把握することがで

きず、正しい年末調整が行えない者もいる。近年は所得税の簡単な申告であれば、スマートフォンで気軽にできるようになる等、申告に係るデジタル環境は次第に整ってきている。今後、e-Tax のサーバー増強などの問題が生じる可能性もあるが、給与所得を主とする納税者が、事業主に扶養控除等申告書を提出する行為と自分で確定申告する行為との負担の差は徐々に縮まってきている。

また、現行の所得税源泉徴収の実務においては、従業員が年末調整処理の際に扶養親族の申告を行い、その後に扶養家族の所得超過等で扶養親族の対象ではないことが判明した場合等には、当該従業員が勤務する事業主宛に所得税が追徴され、その後、従業員の給与から追徴分を徴収するという事務が行われる。

このように、事業主が従業員から提出された資料に基づき正しく処理をしたにもかかわらず、一時的ではあるが追徴を受け、その後の精算事務も行わなければならないという事務的負担を負わされるというのは不合理であるため、そのような場合においては、誤った扶養控除等申告書を提出した従業員本人が、確定申告の義務を負う制度に改めるべきである。

さらに、令和2年分以降は所得金額調整控除が創設されるなど、年末調整事務がますます複雑化していることから、給与支払者は、源泉徴収のみを行い、給与所得者も含めて国民全員が確定申告を行うなど、年末調整制度を廃止も含めて制度自体を抜本的に見直すべきである。

(3) 同一生計配偶者の青色専従者等を配偶者控除対象から除外することを廃止し、事業に専従する親族への適正対価は、必要経費として認めること

(所法2①三十三、所法56、57) (新規)

(理由及び意見)

青色専従者の労働の実態は、一般の給与所得者と変わらないことが多い。適切に経理処理が行われ、対価の額も合理的であることを前提として、配偶者（特別）控除の要件に合うのであれば控除対象とするべきである。

また、生計を一にする親族に支払う対価(給与・賃金)であっても、適正契約に基づき金額、支払方法、従事時間の把握が正しく行われており、記帳が適正に行われている場合には、事業等の必要経費として認めるべきである。法人税では同族会社であっても親族に対する対価の支払いは損金算入が認められており、法人、個人の課税の公平の観点からも必要経費として認められるべきである。

一般項目

(4) 基礎控除をすべての納税者に一律条件で認められる制度に戻すこと

(所法 86) (継続)

(理由及び意見)

令和 2 年分以後の所得税において、合計所得金額が 2,400 万円を超える個人について基礎控除額が通減し、合計所得金額が 2,500 万円を超える個人については、基礎控除の適用は出来ないこととする旨の改正が行われている。基礎控除は、最低限の生活を維持するために必要な収入を守る趣旨で昭和 22 年に創設された。これは日本国憲法第 25 条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とする生存権を根拠とする制度と言える。つまり、納税義務者の最低生活費からは徴税できないとする考え方に基づくものであり、所得金額の大小により所得税の基礎控除額を減額し、又はゼロとすることは認められず、一律無条件で認められる制度に戻すべきである。

(5) 青色申告の純損失の繰越期間を相当期間延長すること。併せて、雑損失の繰越控除の期間も延長すること (所法 70) (継続)

(理由及び意見)

青色申告法人の欠損金の繰越期間が 10 年、増額更正及び減額更正並びに更正の請求に係る期間が、原則 5 年で統一されている。これらの期間と比較し、個人の青色申告者の純損失の繰越期間が 3 年であることは、均衡を失っており、少なくとも 5 年に延長すべきである。併せて、雑損失の繰越控除の期間も延長するべきである。

(6) 災害損失控除を創設すること (所法 72) (継続)

(理由及び意見)

現行の雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合に、課税所得の計算上、差引損失金額から総所得金額等の 10%を控除した上で、総所得金額等から他の所得控除に優先して控除することとされている。しかし、①災害による損失は、通常、盗難又は横領による損失よりも多額になること、②激甚災害の場合は、被災地域の経済基盤が回復するまでには相当の期間を要すること、③災害による損失額を最大限に勘案することは、被災者のみならず納税者の理解と納得が得られると考えられること等の観点から、雑損控除から災害による損失を独立させて災害損失控除とすべきである。

また、その際には所得控除における控除の順序についても、考慮することが必要である。具体的には、まず災害損失控除以外の他の所得控除や譲渡所得の特別控除を適用し、最後に災害損失控除を適用することとすべきである。また、控除

しきれない場合には、繰越控除期間を 10 年以上とすることが適当である。さらに、災害損失控除については、その年分の適用のほか、前年分への遡及適用を認めるべきであり、加えて、移転費用等の災害関連支出も同控除の対象とすべきである。

(7) 所得税及び消費税の準確定申告の申告期限に宥恕規定を設けること（所法 124、125、消法 45）（継続）

（理由及び意見）

準確定申告の申告期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から 4 ヶ月以内であるが、相続人等が国外など遠隔地に居住することも珍しくなくなっているのが現状であり、申告期限までに申告納税を行うことが困難となる場合が増加している。申告期限までに申告納税ができない一定の理由がある場合には、準確定申告の期限を相続開始があったことを知った日の翌日から 10 ヶ月以内まで延長できる規定を設けるべきである。

また、この場合において、被相続人の事業を引き継いだ相続人の相続開始があった年分の所得税の確定申告期限を翌年 3 月 15 日と相続税の申告期限のいずれか遅い日とする特例を設けること。

(8) 新たに事業を開始した場合等の「所得税の青色申告承認申請書」の提出期限を延長すること（所法 144、166）（継続）

（理由及び意見）

個人は、新たに事業を開始した日から 2 か月以内に青色申告承認申請書を提出することになっているが、個人事業者がこれら税務関係諸手続きに精通しているとは言い難く、提出期限を徒過してしまうことも多い。青色申告の要件を備えているのであれば、期限を確定申告書の提出期限とすべきである。

(9) 土地建物等の譲渡損益について他の所得との損益通算を可能にすること（所法 69、措法 31、32）（継続）

（理由及び意見）

損益通算制度は、所得の種類を問わず適正な担税力に応じて課税するという課税原則の基本理念を実現するための制度であるにもかかわらず、平成 16 年度の改正により土地建物等の譲渡損失の他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止されたため、担税力を失った部分にも課税することになってしまった。このことは、税制の基本である「応能負担原則」に著しく反している。

さらに、この損益通算の規制と損失の繰越控除の規制によって、事業運営不振を補てんするため等の遊休不動産の売却による流動化が阻害され、経済活性化への一層の足かせとなっていること、さらには、新型コロナウイルス感染症拡大によ

る業績の悪化に対応するための借入金、いわゆるコロナ融資の返済も始まる。返済に窮し、個人が所有する資産を売却する必要に迫られることも想定される。そのため、早急に土地建物等の譲渡損益について他の所得との損益通算を可能にすべきである。

(10) 所得税の確定申告期限を消費税の確定申告期限と同じ3月31日に改正すること（所法120、122、123）（新規）

（理由及び意見）

所得税の確定申告期限は3月15日である。適格請求書発行事業者登録による消費税申告者の増加、それとともに所得税の確定申告者も増えることが想定され、さらには複雑化する確定申告業務が追い付かない現状がある。そのため、所得税の確定申告期限を個人の消費税の申告期限である3月31日に統一すべきである。

(11) 控除対象扶養親族について、扶養親族のうち、その年の翌年4月1日現在の年齢が16歳以上の者とし、特定扶養親族について、控除対象扶養親族のうち、その年の翌年4月1日現在の年齢が19歳以上23歳未満の者とする（所法2①三十四の二・三、84）（新規）

（理由及び意見）

控除対象扶養親族は、年齢16歳以上、特定扶養親族は、19歳以上23歳未満とその年の12月31日現在の年齢で判定している。しかし、暦年で区分すると、早生まれ（1月1日から4月1日生まれ）の場合、高校1年生では、扶養控除の対象とならない。さらに、大学1年生では特定扶養とならず、特定扶養となる最後の年は、大学を卒業して就職すると扶養から外れ、早生まれでない場合よりも特定扶養控除が1年分受けられなくなる不公平が生じる。

さらに、児童手当の支給は、中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童が対象であり、早生まれの高校1年生の親は扶養控除も受けられず児童手当も支給されないこととなる。

また、高校等の授業料の実質無償化制度である高等学校等就学支援金の支給基準は、住民税課税標準額であり扶養控除の適用の有無が影響するため是正が必要である。

(12) 文化功労者の年金を課税対象とすること（所法9）（継続）

（理由及び意見）

文化功労者には年額350万円が終身支給されるが、功労に報いるという趣旨で課税しないこととされている。ノーベル基金から交付される金品や優秀な成績を収めたオリンピック選手に支給される金品も非課税だが、これらは一時的な金品

である。文化功労者年金が終身非課税である積極的理由が乏しい。

(13) 個人請負型就業者に給与所得控除と同額の概算控除を認め、実額控除との選択制とすること。その場合、所得税法第 204 条第 1 項各号に列挙された職種のみならず、個人請負型就業者全般に対し、その報酬・料金に対して源泉所得税を課すこと（所法 27②、28、35②二、183、204①）（新規）

（理由及び意見）

個人請負型就業者の中には、実態として雇用労働と変わらない者や、もしくはそれに近い実態を有する者が多数いるにもかかわらず、彼らには給与所得控除が適用されないため、個人請負型就業者のほうが給与所得者よりも不利になってしまう。

給与所得控除の制度趣旨としては、他の所得との捕捉率格差の相殺という側面も考えられるところ、個人請負型就業者に対して給与所得控除と同額の概算控除を実額控除との選択制により認めるべきであり、その適用にあたっては、当該収入に対しても源泉徴収することが理論的に整合することとなる。

(14) 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用要件について見直すこと（所法 33、措法 35③一二）（継続）

（理由及び意見）

現行制度では、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋が適用要件とされているが、被相続人等の居住用財産であれば、建築年数にかかわらず適用すべきである。また、一定の耐震基準を満たさない建物の場合の取り壊しが要件についても、実態として土地建物を併せて譲渡並びに売却し、その後、建物を取り壊す場合が多く見受けられる。このような場合においては、居住用財産の譲渡者は、その特例の適用が受けられず、著しく不利な結果となる。このような不公平を解消するために、譲渡後の取り壊しであっても、①譲渡契約書に建物の取り壊しを条件とする譲渡である旨の記載があり、②実際に取り壊しによる滅失登記の書類等を添付できる場合においては、特例の適用が認められるようにすべきである。

(15) 配偶者控除、扶養控除、基礎控除の主要な人的控除について控除額を増額するとともに、給与所得控除、公的年金等控除については、控除額を引き下げて、所得の種類による不公平をなくすこと（所法 83、84、86）（継続）

（理由及び意見）

配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの人的控除額は、生活保護費と比べて低額であり、諸外国と比較しても低い水準である。また、諸外国では、給与所得控除額がかなり少なく、または、ない場合もあるので、人的控除額を引き上げると

ともに働き方等の多様化に対応して、給与所得控除、公的年金等控除については控除額を縮減することが必要である。

(16) 企業が従業員に食事の支給をする場合における給与課税しない要件を、使用者の負担額が月額 3,500 円以下から見直すこと

(所基通 36-38 の 2) (新規)

(理由及び意見)

社会情勢の変化により最低賃金も上昇しており、この通達が発令された時代よりも物価も上昇しており、通達の金額では時代にそぐわなくなっていることから見直す時期にきている。なお、負担額は、一日 400 円として 20 日換算により 8,000 円程度を基準とすることが望ましい。

(17) 新規開業者、新設法人の源泉所得税の納期特例の適用を、申請書提出日の属する月の支払い分から適用すること (所法 216、217) (新規)

(理由及び意見)

新規開業者、新設法人においては、現在、納期特例制度は承認申請とされており、届出月の翌月からしか適用されない。

開業、新設等の場合に開業月から特例を受けるためには、開業月の前月中に承認申請を提出する必要がある不合理である。「開業届」と一緒に提出された場合には開業月から納期特例を適用すべきである。

3 相続税法関係

重点項目

(1) 相続税・贈与税申告における非上場株式等の課税特例として、80%評価減制度を創設すること (措法 70 の 2、70 の 5、70 の 6、70 の 7) (継続)

(理由及び意見)

現行の事業承継税制は改正を重ねて拡充されてきてはいるものの、平成 30 年度改正の内容をもってしてもなお、手続きが煩雑である。また、あくまでも「納税猶予」制度であることから承継者は常にプレッシャーを受け続けることとなる。そこでいわゆる「小規模宅地等の特例」のように、シンプルに非上場株式の評価減制度を導入し、相続時・贈与時の課税関係を終了させることで、承継者の負担を軽減し、円滑な事業継続を可能とするべきである。

なお、適用対象となる会社は現行制度(中小企業者要件、従業員要件、資産管理会社非該当要件、非上場会社等要件、風俗営業会社非該当要件、円滑な事業運営要件など)を踏襲する。

(2) 2割加算の対象を、子がいる場合の、養子縁組した直系卑属に限定すること（第十八条（相続税額の加算））（新規）

（理由及び意見）

相続税の2割加算が制定されたのは、昭和33年であり、配偶者及び第1親等以外の者が相続するのは、偶然性が高いため相続税の負担を加重するのが適当であるとされたことによる。

しかし現在では、少子高齢化の影響もあり、配偶者や一親等の血族がいない相続や、相続人が不存在の相続が増加し、兄弟姉妹が財産を相続したり、被相続人の介護療養に尽くしてきた相続権を持たない親族等が、特別縁故者として財産を相続することが偶然性が高いことではなくなってきている。

したがって、2割加算の対象は、相続を一世代飛ばすことにより相続税の負担が軽減されることとなる、被相続人に子がいる場合の養子縁組した直系卑属に限定すべきである。

(3) 相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書では、開示請求者は開示対象者から除外されているため、開示請求者も開示対象者に含めることを可能とすること、および開示内容を見直すこと（相法49①）（新規）

（理由及び意見）

相続人全員の開示請求を行う場合、開示請求者については開示対象者とならないため、開示請求者本人分の取得のために他の相続人が改めて開示請求者となり開示請求をするか、もしくは、請求者は自らの贈与時期や贈与財産を確認するには、申告書等閲覧サービスや個人情報開示請求という手続きをする必要がある。

相続時精算課税の制度は、平成15年1月から開始し、開始から20年以上が経過し、相続人の中には書類の紛失や適用の失念などを行っている場合も考えられる。開示請求者も開示対象者に含めることで、提出回数が削減され、トラブルの防止や適正な申告に繋がる。さらに、開示請求後回答までに最長で2か月必要となる場合もあり、1回の請求で完結させることで、手続きの簡略化を行うべきである。

また、現制度における開示書の様式は、開示対象者全員の相続開始前3年内の贈与、および相続時精算課税適用分の金額が合計額で開示される。相続税申告書の作成においては相続人各人の当該金額の明細が必要であることから、開示対象者各人における当該金額を開示できるように変更するべきである。

一般項目

(4) 小規模宅地等の特例について 3 大都市圏とそれ以外の地域等で差別化すること (措法 69 の 4) (継続)

(理由及び意見)

平成 30 年 1 月 1 日以降適用の「地籍規模の大きな宅地の評価」では、3 大都市圏とそれ以外の地域で差別化がされているが、小規模宅地等の特例についても同様の差別化をすべきである。特に 3 大都市圏以外の地域に存在する市街化調整区域に存在する小規模宅地等については拡充すべきである。

(5) 小規模宅地等の特例において、特定事業用宅地等の要件を見直すこと (措法 69 の 4 三①) (継続)

(理由及び意見)

農業を始め、小規模な事業については家族ぐるみで経営を行っているものが多数ある。当該特例を受けられるのが、事業主となった生計一親族に限定されれば、共同して事業を行っている親族が適用を受けられず、不合理である。例えば、農家を営む被相続人に相続人である配偶者と長男がおり、共同で農業経営を行っているものの、「所得税基本通達 12-4 親子間における農業の事業主の判定」により長男が事業主と見做されることから、配偶者が取得した土地については特定事業用宅地等の特例を受けることが強制的に不可能となってしまう場合がある。一般に農家では同一の土地内に居住用建物と事業用の倉庫等が混在し、その線引きは曖昧である。民法の改正により配偶者居住権が認められ、税制の対応があったものの、土地や居住用建物については配偶者が相続を希望する場合が未だに多いため、被相続人の配偶者が土地を相続した場合に特定事業用宅地等の適用が認められない場合、過度な税負担となってしまう恐れがある。

そこで、小規模宅地等の特例の適用対象者が申告期限までに当該宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ当該事業を営んでいる場合には、当該事業主と生計を一にする親族が取得した宅地等にも小規模宅地等の特例を適用するべきである。

(6) 相続税の共同相続人の連帯納付義務を廃止すること (相法 34) (新規)

(理由及び意見)

相続税の共同相続人に連帯納付義務が求められているが相続税は各相続人の固有の債務であるため、相続税の連帯納税義務は納税者の意志に基づくものでもないため廃止すべきである。

(7) 非上場株式について相続時精算課税を適用し、かつ、相続時まで継続して保有した場合においては、相続税の計算における財産評価額につき、災害等特別な事情がある場合には贈与時点と相続時点のいずれか低い価額とすること（新規）

（理由及び意見）

事業承継の一環として、非上場株式について相続時精算課税制度を適用して生前に贈与する場合、相続時の評価額は贈与時の価額とされている。贈与された非上場株式を相続時まで継続して保有しているとき、その後の業績悪化や災害等により相続時の評価額が著しく低下することもある。そのような場合においても贈与時の評価額によることとなる。

社会的な課題となっている高齢化が進む中小企業オーナーの事業承継を促すためにも、非上場株式について相続時精算課税制度を適用し、かつ相続時まで継続して保有した場合に、災害等特別な事情が生じたときは、相続時における財産評価額を贈与時点と相続時点のいずれか低い方で評価する措置を講ずべきである。

(8) 相続開始時に被相続人が役員等であった同族会社に対し当該被相続人が貸付金を有していた場合における財産評価等について、特例措置を設けること（新規）

（理由及び意見）

被相続人が役員等であった同族会社に対し当該被相続人が貸し付けた金銭等の額については、会社の経営状況の悪化等に伴い発生し最終的に回収可能性が低いことが多いが、相続税財産評価においては、額面額での評価となり回収不能額を控除することはできない。

相続税法はその 22 条で、財産評価は、「時価」によると定めている。回収が見込まれない同族会社への貸付金等の時価については、回収不能額を減額し評価する必要がある。財産的価値に乏しく担保力のない財産に相続税が課税されることを回避するため、適正な評価方法について検討すべきである。

また、当該被相続人が遺言等により債権放棄した場合は、その債権放棄額は当該同族会社の益金の額に算入される。加えて相続税の課税対象となるため、法人税と相続税の二重課税が生ずることとなる。したがって、一定要件の下に債権放棄され法人の益金の額に算入された当該貸付金等については、相続財産に含めない取り扱いとする特例措置を設けるべきである。

(9) 法定耐用年数を経過した家屋及び敷地（宅地）等の評価減を設けること、また、家屋の価額を評価する場合におけるその家屋の固定資産評価額に乗ずる倍率を一部見直し、特定の家屋や特定の地域については個別に指定して現行より

も低い倍率を乗ずるようにすること（相法 22、財基通 1、89）（継続）

（理由及び意見）

現行の家屋の相続税評価額は、固定資産税評価額に 1.0 倍をした金額となっている。固定資産税評価額は法定耐用年数を経過したものであっても、「最終残価率」が再建築価格の 20%と設定されているため、これを下回る評価額とはならない。

固定資産税評価額に不服がある場合には審査の申出が可能であるが、これは固定資産税の課税のための制度であり、相続という偶発的な場合にはなじまない。

そこで、耐用年数を経過した家屋については、経過年数に応じた（5 年単位など）減額措置を設けるべきである。また、当該敷地も更地にするためには、家屋の取壊し等の利用制限があるので減額措置を設けるべきである。

4 法人税法関係

重点項目

（１）役員給与損金算入規定等について見直すこと（法 34）（継続）

（理由及び意見）

会社法制定により役員報酬の利益処分手続きが廃止され、会計基準の改正により役員賞与が職務執行の対価と位置付けられるなど、抜本的に見直されたが、法人税法第 34 条（役員給与の損金不算入）の規定は、損金の額に算入される役員給与を限定列挙するという形式になっている。

役員給与は職務執行の対価であるから、法人税法第 22 条により原則として損金の額に算入され、恣意性のあるもの等の課税上弊害があるものについてのみ損金の額に算入しないのが本来の姿であると考えられる。したがって、損金不算入とする役員給与を明示した上で、役員報酬及び賞与について株主総会等の決議によって事前に確定した金額の範囲までの部分については、経営者のモチベーションを高めるためにも、不相当に高額なものを除き原則として損金の額に算入すべきである。

（２）租税特別措置法上の中小法人及び中小企業者の定義を見直すこと（措法 42 の 3 の 2、57 の 9 ①、42 の 4 ⑧七、42 の 6 ①、61 の 4 ②、66 の 12 ①、措令 27 の 4 ⑫、27 の 6 ①）（継続）

（理由及び意見）

現状、税務上の中小企業の定義は、原則として資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないものと定義されている。しかし、コロナ禍で本来大企業である上場会社の減資が相次ぎ、減資を行った企業の実にその 9 割が資本金の額を 1 億円以下としている。この減資は、本来中小企業に認められている関係条文の優遇措置を受けるためであると考えられるが、

税務上の趣旨に反する減資であると考える。

したがって、中小企業の定義に従業員 1,000 人以下といったような従業員基準ともいべき新たな基準を設け、税の優遇を受けることを目的とした減資による大企業の中小企業化を防止すべきである。

一般項目

(3) 受取配当金等は全額益金不算入にすること（法法 23）（継続）

（理由及び意見）

平成 27 年度税制改正で、法人税率引下げの財源確保のため、一定の持株比率の株式等に係る受取配当等の益金不算入割合が引き下げられたが、株主としての地位に基づいて配分される剰余金については、支払法人側で損金算入されない。これが受取法人側で課税されてしまうと、同一の利益に対して二重に課税することになる。受取配当等の益金不算入制度は、二重課税を排除する趣旨で設けられているものであることから、「完全子法人株式等及び関連法人株式等」以外の株式等に係る受取配当等についても全額を益金不算入とすべきである。

(4) 修正申告・更正等の対象事業年度に係る消費税につき全部又は一部を年度中に申告・更正等が行われない場合においても翌事業年度の損金算入可能とすること（法基通 9-5-1、9-5-2）（新規）

（理由及び意見）

消費税等の損金算入の時期は、税込経理の場合、当該納税申告書が提出された日の属する事業年度の損金の額に算入するのが原則であるが、損金経理により未払金に計上したときの当該金額については、当該損金経理をした事業年度の損金の額に算入することができる。

一方、税務調査等により売上計上もれ等を修正申告する場合、税込経理の場合その消費税については未払金計上が不可能なので、修正申告書を提出した日の属する事業年度までは損金算入ができない。特に重加算税を伴うような長期間に及ぶ修正申告の場合はその影響は更に大きくなる。一つの事実に対して選択する会計処理で大きな不平等が生ずることとなる。

そのため、2 年以上の連年の修正申告、更正がある税込経理方式を適用している場合においては、特例として修正申告ないし更正等の対象事業年度に係る消費税については、たとえ、その全部又は一部についてその事業年度中に申告、更正又は決定がされていない場合においても、その翌事業年度（本来申告すべき事業年度）の損金の額に算入することができるという規定を新設すること、あるいは税込方式を採用し損金経理により未払金に計上している場合に限り、修正申告等の場合には、修正が必要な消費税額については、当該損金経理をした事業年度の損金の額

に算入することができるとする取扱いにすることも検討すべきである。

5 消費税法関係

重点項目

(1) 納税義務の免除制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者とする。軽減税率制度および帳簿方式を維持した上で適格請求書等保存制度（インボイス制度）の要件を緩和する等も含め制度を見直すこと

(消法2、5、9、29、30他) (新規)

(理由及び意見)

令和元年10月から、消費税率は原則10パーセントに引き上げられ、今後も社会保障財源としてさらなる税率の引き上げが想定されているが、基準期間の課税売上高が1,000万円以下である事業者が、その課税期間における課税売上高が数億円となっても、消費税の納税義務が生じないことは不合理である。そこで、これらの問題を是正するために、小規模事業者免税制度を抜本的に見直し、事業者は課税事業者であることを前提とし、零細の個人事業者の課税事務手続きなどを考慮したうえで、限界税額控除制度やおおむね300万円程度の基礎控除額を設定し、基礎控除額以下の場合には、申告不要とする制度にすべきである。

また、軽減税率制度は、軽減税率適用対象と標準税率適用対象の取引が混在し、事業者の事務負担が増加し複雑化しており、事業者のみならず消費者も、税率適用に関し混乱が起きている。そこで、消費税の税率を単一税率に戻すことも含め見直しを検討すべきである。さらに、インボイス方式は「適格請求書」の保存を仕入税額控除の要件としているが、適格請求書発行事業者登録手続きが適正に行われるか不明なうえ、事業者に多大な事務負担をかけることとなる。そのためインボイス制度に関連する仕入れ税額控除の要件については、さらなる緩和措置として3万円以下の取引はインボイスの発行並びにその保存を仕入税額控除の要件とすることを緩和するなどの措置を検討すべきである。

(2) 消費税の届出書及び申請書の提出期限を見直すこと

(消法9④、19②、37) (新規)

(理由及び意見)

経済環境が短期間に大きく変化する中で、その課税期間の開始前日までに消費税に関する適切な判断をすることは非常に困難であり、納税額に大きな差異が生じるなど、事業者に大きな負担を強いている。したがって、消費税の各種届出書および承認申請書の提出期限は、その適用を受けようとする課税期間に係る確定申告書の提出期限までとするべきである。

一般項目

(3) 簡易課税制度を選択した場合の2年間の継続適用を廃止すること

(消法 42) (継続)

(理由及び意見)

設備投資等の意思決定に柔軟に対応できるようにするため、簡易課税制度を選択した場合の2年間の継続適用を廃止すべきである。

(4) 令和2年度の消費税の改正で居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限が行われた。この改正の対象となる居住用賃貸建物の譲渡を非課税取引とすること、または譲渡した場合の仕入税額控除の調整期間を仕入日から第5年度の課税期間の末日までとすること (消法 35 の 2②、消令 53 の 2②) (継続)

(理由及び意見)

令和2年度の税制改正で居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除はほぼ不可能になったが、一方で居住用賃貸建物を売却した場合は課税取引となる。調整期間内(仕入日から第3年度の課税期間の末日まで)に譲渡した場合には、課税譲渡等割合を乗じて計算した額を譲渡日の属する課税期間の仕入税額控除に加算することができるが、それ以上の期間、保有した場合は仕入税額控除ができないにも関わらず、一方的に課税されるので、租税公平主義の観点から問題があると思われる。

(5) 個別消費税に課される消費税の二重課税を見直すこと

(消法 35 の 2②、消令 53 の 2②) (新規)

(理由及び意見)

消費税率が10%となり、今後更なる増税が検討される可能性がある。製造段階で酒税、たばこ税、揮発油税等が課され、取引時には更に消費税が課されるという現行の制度は消費者に対しより一層重い負担を課することになるため今の内に見直しを検討すべきである。

6 その他の国税関係

重点項目

(1) 印紙税を廃止すること (印紙税法全文) (継続)

(理由及び意見)

印紙税は、特定文書の作成行為に対して課税されるものである。電子商取引が普及し、電子決済が進んでいる今日において、紙の文書には課税し、電子文書には課税しないのは、不公平であるので廃止すべきである。

一般項目

(2) 相続及び贈与による土地及び建物の所有権移転登記に係る登録免許税を軽減すること（登録免許税法 9、別表 1、措法 72～75）（継続）

（理由及び意見）

相続登記が強制適用となることに併せて、不動産の相続による登録免許税をさらに軽減すべきである。また、高齢世代からの財産の移転を促すことも視野に入れて、贈与に関しても登録免許税を軽減すべきである。現在の贈与による不動産の移転登記に係る登録免許税は不動産価格の 1000 分の 20 である。一方、措置法においては、所有権の保存登記を初め移転登記等の軽減措置が講じられており、税率も 1000 分の 1.5～1000 分の 1 となっている。高齢世代から若い世代へ財産移転を促すには、贈与による登録免許税を軽減することが必要であるため軽減すべきである。

(3) 事業承継税制の特例措置について、特例承継計画の提出期限（令和 6 年 3 月 31 日）の延長及び贈与期限（令和 9 年 12 月 31 日）の延長又は恒久化を図ること。また、継続届出書の提出について簡略化すること

（租法 70 の 7 の 5～70 の 7 の 8、経営承継円滑化法）（新規）

（理由及び意見）

事業承継税制の特例措置では、納税猶予を継続することにより実質無税で事業承継者に非上場株式の承継ができるが、適用期限終了後は、一般措置となり納税猶予の対象となる株式が総株式数の 3 分の 2 までと縮小されてしまう。非上場株式等については、市場価値が無く相続又は贈与により取得、保有している段階では担税力がないため、納税猶予の対象とする株式を全株式とし、猶予割合を 100%とする現行の特例措置を恒久的な制度として確立すべきである。

さらに、事業承継税制による株式の移転が行われた後、特例承継期間（5 年間）において継続届出書を税務署に、年次報告書を都道府県知事に提出することが必要とされているが、継続届出書については特例承継期間経過後も 3 年ごとに特例承継が終了するまで（次の事業承継が行われるまで）生涯にわたり提出しなければならず、万が一提出を怠れば多額の税金が課される可能性がある。

事業承継税制の特例承継計画の提出期限は、法人版が 1 年延長されたことにより、個人版・法人版ともに令和 6 年 3 月 31 日までとされている。特例事業承継税制の適用期限である令和 9 年 12 月 31 日までに間に合えば、計画は令和 6 年 4 月以降も提出可能とすべきである。年金受給開始時期の繰下げなど、高齢者が現役を続けざるをえない状況が発生している昨今において、事業承継を数年見合わせたために、特例事業承継税制を利用できない場合が想定され、これは、同制度の目的に反するものであるため事業承継税制の特例承継計画の提出期限及び適用期限をさらに延長すべきである。また、継続届出書の提出を法人税の確定申告書にチェック欄を設けて簡素

化するなどの対策もすべきである。

7 地方税関係

重点項目

- (1) 償却資産に係る固定資産税制度を抜本的に見直すこと。また、法人における償却資産税の賦課期日を決算末日とするとともに、計算方法についても国税と同様とすること（地法 341、349～351、359、383）（継続）**

（理由及び意見）

賦課期日と申告期限については、「償却資産課税のあり方に関する調査研究—申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について—」（平成 30 年 3 月（一財）資産評価システム研究センター）において、賦課期日は現行法のままとしつつも、申告期限につき、現行方式と電子申告に限り法人税の申告期限と一致させる新方式との選択制にするとの方向性が示された。事業者の事務負担軽減、課税庁の課税事務効率化及び電子申告率の向上に伴う実務の簡素化・効率化の観点から評価できるものであり、まずはこれを早期に実現すべきである。

また、償却資産税の賦課期日は、法人についても決算日と関係なく、1 月 1 日とされている。平成 19 年度税制改正により、減価償却資産は残存簿価 1 円まで償却できるようになったが、固定資産税の償却資産の最低限度評価額を取得価格の 5 % とする評価方法は維持されており、30 万円未満の少額減価償却資産の取扱いについても国税と乖離している。したがって、国税における固定資産税の規定との整合性、申告業務の簡素化などの観点から、法人が有する償却資産の賦課期日は決算期末日とし、国税の減価償却の計算と同一の方法で課税標準を算出する等、償却資産税の賦課期日や計算方法と申告書の提出期限を国税に合致させるべきである。

- (2) 償却資産に対する固定資産税について、事業用と家事用とで共用している資産に対しては事業専用割合を考慮し、その使用状況に応じて課税標準額を算定し、税額を計算すること**

（地法 349 の 2、固定資産評価基準第 3 章第 1 節一）（継続）

（理由及び意見）

償却資産に対する固定資産税は、土地及び建物以外の資産のうち非事業用資産（家事用資産）については課税されない。それに対し、事業用と家事用とで共用している資産については、事業専用割合は考慮されず、割合が高くても低くても同額の課税標準となり、事業専用割合に関わらず同額課税されることは不合理であり不公平であるため、使用状況に応じて課税標準額を算定し、税額を計算すべきである。

(3) 事業所税を廃止すること（地法 701 の 30～74）（継続）

（理由及び意見）

平成の大合併を背景に、新たに課税団体となった市が増加したが、都市集中の度合いが合併前後において何ら変わらないにも関わらず、新たな課税を強いるのは不合理であり、納税者に過大な負担を強いるものであるため、事業所税は廃止すべきである。

(4) 個人住民税の所得控除を所得税の所得控除と同一にすること

（租法 70 の 7 の 5～70 の 7 の 8）（継続）

（理由及び意見）

所得税及び地方税の所得控除額が異なることから、制度そのものが複雑であり、納税者に分かりにくいものとなっているため、個人住民税の所得控除を所得税の所得控除と同一にすべきである。

(5) 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税の課税方式について、資本金等が 1 億円以下の中小法人については、収入金課税を適用除外とし、所得割課税のみにすべきである

（地法 72 の 2、72 の 12）（新規）

（理由及び意見）

令和 2 年度税制改正において、電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税の課税方式の見直しが行われ、資本金の額等が 1 億円以下の法人においては、収入金額及び所得割額の合算額によって、事業税を課することとされた。当該改正により、事務手続きが相当程度煩雑になり、中小企業にとって負担増となっている。そもそも収入金課税は本来、大規模電気供給業等での適用を想定していることから、資本金等が 1 億円以下の中小法人においては、事業税の課税方式について、収入金課税を適用除外とし、所得割課税のみにすべきである。

一般項目

(6) 固定資産税の免税点の見直しを図ること（地法 351）（継続）

（理由及び意見）

固定資産税の免税点方式は、免税点を超えるとすべての固定資産に課税される。土地建物の売買を活性化させ、償却資産の設備投資を促進させるため、免税点方式に代えて基礎控除方式に変更すべきである。

(7) 固定資産税（償却資産）において、建物附属設備（家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める設備）については、平成 16 年度税制改正前と同様にそれを取り付けた者が建物の所有者か賃借人かに関係なく課税対象に含めないものとする（地法 341 四、343 十）（継続）

（理由及び意見）

賃借人が行った内部造作に対して固定資産税（償却資産）を課税することにより、新たな出店等の設備投資意欲を削ぐことになる。

これは、各市町村が「地方創生」を掲げて空き家・空き店舗問題に取り組む中、まったく相反する取扱いであることから直ちに廃止すべきである。

(8) 家屋の評価方法を見直し、実態に即した固定資産税評価額とすること

（地法 349 外）（継続）

（理由及び意見）

家屋の評価方法は、再建築費を基準として、経年減点補正率等による調整が行われ、原則 3 年ごとに見直しが行われているが、実際の取引価額とはかけ離れた評価額となっている場合が散見される。一律に決められている経年減点補正率の下限を 20% から 10% に引下げを行うなど、建築から相当年数経過した老朽家屋については、実態に即した評価とすべく、評価方法を見直すべきである。

(9) 外形標準課税を中小法人に導入しないこと（地法 72 の 2）（継続）

（理由及び意見）

経営基盤の脆弱な中小企業に対し、利益計上の有無にかかわらず課税することは、当該企業の経営を圧迫し、企業の存続、雇用継続に大きな影響を及ぼすこととなるため、外形標準課税を中小法人に導入すべきではない。

(10) 個人住民税について、出国年に係る所得に課税する方法を検討すること

（地法 39）（継続）

（理由及び意見）

前年の所得を課税標準として翌年 1 月 1 日を賦課期日とする現行の前年所得課税では、1 月 1 日に死亡又は出国した場合、国内で稼得された最後の年の所得に対して、個人住民税は原則として課税されない。

このうち、出国は、死亡とは異なり、本人の意思により何度でも、賦課期日（1 月 1 日）に出国した状態（日本国に存在しない）を創出することが可能である。

このような住民税に係る租税回避を避けるために、出国する場合には、出国日を賦課期日とする特例、例えば、国税における準確定申告のような制度を設けるなど、出国年に係る所得にも個人住民税を課税する方法を検討すべきである。

(11) 個人事業税の事業主控除の金額を引き上げるとともに、課税対象事業の範囲を見直し税率の一本化を図ること

(地法 72 の 49 の 14、72 の 49 の 17、72 の 2) (継続)

(理由及び意見)

個人事業税の事業主控除 290 万円は、平成 11 年に 270 万円から 20 万円引上げられ 290 万円となったが、この 20 年以上引上げがなされていない。個人の事業所得には勤労性所得が含まれており、法人事業税とのバランスを考慮し、事業主の給与分には事業税を課さないことを目的とするものである。国税庁が発表した令和 3 年の民間給与実態の調査から踏まえても、400 万円程度に引上げるべきである。また、課税の公平の見地から、広く一定の個人事業主に負担を求めるべきであり、すべての課税客体を課税対象とし、税率を一本化すべきである。

(12) 地方税の申告納付における、すべての申告書・納付書を全自治体で統一する「地方統一様式」を導入すること (継続)

(理由及び意見)

全国一律の様式に変更することで、納税者側・地方自治体側双方での事務処理の簡素化を図られるため「地方統一様式」を導入するべきである。

8 所得税法・法人税法・地方税関連関係

重点項目

(1) 「電話加入権」を減価償却資産とし、減価償却の対象とするか、評価減を認めること (法法 2 二十二、二十三、所法 2 十八、十九、所令 5、6、法令 12、13) (継続)

(理由及び意見)

電話加入権は、無形固定資産とされるが、減価償却資産の範囲に含まれない。したがって、減価償却の対象とはならず、また、その評価減も認められていない。しかしながら、現在は、電話加入権を購入しなくとも固定回線を開通することができること、また、相続税評価額においても令和 3 年 1 月 1 日以降の課税時期から一括評価の家庭用動産に含める取扱いとなっていることなどを考慮すると、当初の取得価額を貸借対照表に記載することは現状にそぐわないため、電話加入権についても減価償却の対象とするか、または評価減を認めるべきである。

(2) 令和4年度税制改正で措置された賃上げ促進税制について、投資促進税制と同様、税額控除限度超過額の1年繰り越しを認めること

(措法10の5の4、措法42の12の5) (新規)

(理由及び意見)

令和4年度税制改正では、成長から分配へのスローガンのもと、企業(個人事業主を含む)の賃上げを促進するべく賃上げ促進税制の見直しと、控除額の大幅な上乘せ措置が策定されたが、税額控除限度額は、その事業年度の法人税額等の20%と変更なく、積極的な賃上げを行った企業が受ける恩恵が限定的となってしまう。

そこで、投資促進税制と同様に、1年間の税額控除限度超過額の繰り越しを認めることで、制度の恩恵を高め、より積極的な賃上げを促すインセンティブが受けられる制度とすべきである。

(3) 少額減価償却資産の損金算入における取得価額基準を引き上げ、30万円未満とすること(法令133、所令138、139、措法28の2、措法67の5) (新規)

(理由及び意見)

現在、少額な減価償却資産については、取得価額10万円未満の損金算入、取得価額20万円未満の一括償却資産、さらに中小企業者等の特例における取得価額30万円未満の損金算入、と複数の規定があり煩雑であることから、これらを統合し簡素化を図るため、少額減価償却資産の損金算入における取得価額基準を一律30万円未満とすべきである。

一般項目

(4) 夫婦間の居住用不動産の贈与の特例を適用した場合の登録免許税及び不動産取得税にも特例を設けること (継続)

(理由及び意見)

贈与税の非課税枠は2,000万円であるのに対し、不動産取得税は現行3%(本則4%)、登録免許税は1000分の20とされているため、大きな税負担となる。登録免許税や不動産取得税にも課税標準の特例や非課税枠を創設し、税負担を減らすべきである。

(5) ふるさと納税制度を廃止し、制度設計をやり直すこと

(所法78、地法37の2) (継続)

(理由及び意見)

現行のふるさと納税制度は、本来の趣旨を逸脱し、所得の高い人々への優遇措置となってしまうことや、寄附を受け取った自治体と寄附者が受け取った利益は、寄附者が居住する自治体と国の負担で、もたらされることになっており、地方

税制の毀損につながっているとの批判もある。当制度は課税の公平の観点からいったん廃止し、もう一度制度設計をやり直すべきである。

9 国際課税務関連関係

重点事項

(1) 外国籍の居住者・永住者用源泉徴収票の記載内容を統一すること

(所法 226、所得税法施行規則 93①一のロ) (継続)

(理由及び意見)

名称の表記が、カナ表記や英字表記等統一がされておらず、確定申告書等と銀行口座の名義が異なるために、問題が発生する場合がある。住所氏名等の記載方法については、在留カード・マイナンバーカードと統一すべきである。

一般事項

(2) 非住居者である扶養家族への送金について、扶養親族となる非居住者と同居する未成年の子である場合は個別送金の判断を緩和すること

(所法 2、79、84、85、措法 41 の 16、令和 2 年度所得税の改正) (継続)

(理由及び意見)

各扶養親族別に直接送金した書類が必要となる。しかし、母国の配偶者等と未成年の子に送金する場合には、子に直接送金する方法は現実的ではない。

扶養親族となる非居住者と同居する未成年の子の場合は個別送金の判断を緩和すべきである。

(3) 被相続人や相続人が日本国籍を有しない者である場合、申告に必要な書類やその取得方法についての情報提供を行うこと (相法 1 の三) (継続)

(理由及び意見)

被相続人又は相続人が日本国籍を有しない者である相続事案が身近に発生するようになってきていることから、納税者利便に資するために、主要国毎に相続人の戸籍謄本等親族関係書類やその取得方法等を取りまとめた情報の提供を行うべきである。

・納税環境整備に関する意見内容

重点事項

(1) 税理士法人の一人法人を認めること

(税理士法 48 の 2、48 の 18、税理士法基本通達 48 の 8-1) (継続)

(理由及び意見)

税理士法人は、継続的かつ安定的な税務サービスを提供するために出来たもの

であり、合名会社に準じた特別法人である。合名会社が社員一名で設立が可能であり、また、他の士業法人においては一人法人を認めている。一人法人でも税理士法人の利点を十分に発揮することができるため、税理士法人の一人法人を認めるべきである。

(2) 国税に関する納付書（国税の納付書、所得税徴収高計算書等）の様式の刷新、ダウンロード対応及びQRコード拡充（国通法 34）（新規）

（理由及び意見）

キャッシュレス納付の促進だけに偏らず、現金納付の利便性を向上するために国税庁HPやe-Taxにおいて記載誤りを回避する納付書が作成可能となるシステムなど、シンプルでスマートな納税環境の実現を図るべきである。

納税者及び行政の双方にとり事務負担が軽減される仕組み作りも歳出削減の一因と考えられる。

(3) 電子取引について書面による保存の選択も認めること

（電子帳簿保存法 7、8、10）（新規）

（理由及び意見）

電磁的記録による保存か書面による保存かの選択は納税者が選択可能とすべきであり、電子取引に不慣れな小規模事業者などの事務負担や費用面の負担が大きいため、従来通り書面による保存を可能とすべきである。

(4) 税理士試験の受験資格を完全に撤廃すること（税理士法 5）（新規）

（理由及び意見）

令和 4 年度税理士試験の受験申込者数は 36,852 名となっている。これは過去 19 年間で最も受験申込者数が多かった平成 17 年度税理士試験の受験申込者数 67,858 名に比べ、45.6%もの大幅な減少である。

司法試験予備試験、公認会計士試験、司法書士試験、弁理士試験、不動産鑑定士試験といった主要な難関資格試験が相次いで受験資格を撤廃する中で、税理士試験が受験資格を堅持し続けることは、未来の税理士会を担う優位な人物の確保という点で他士業に大きな遅れを取りかねない。よって税理士試験の受験資格の完全撤廃を要望する。

一般事項

(5) 税理士法を改正し、輸入消費税の税務折衝を認めること（税理士法2）

（継続）

（理由及び意見）

税理士法で税理士が関与できる税目の中に、関税（輸入消費税）が含まれていない。税関当局もこの税理士法のしほりに基づき税務折衝ができない旨自認している。しかし、資格がある通関士は独立開業を法律で許されていないため、税関と税務折衝できる専門家が不存在となっている。実態は、税関の調査当局も税理士の同席を求めるのが現状である。従って、輸入消費税の税務折衝を税理士法で認め条文を追加すべきである。

(6) 申告書等閲覧サービスに関して、手続きの簡略化を進めるとともに、申告書等のコピーも認めること

（申告書等閲覧サービスの実施について（事務運営指針））（継続）

（理由及び意見）

令和元年9月1日から事務運営指針「申告書等閲覧サービスの実施について」の改正に基づき、閲覧時の写真撮影が認められた。しかしながら、同閲覧は税理士が申告書等に添付した税務代理権限証書に基づき、納税者等に代わって閲覧することは認められず、別途委任状の提出が必要とされている。また、撮影に関しても、委任状に撮影を希望する旨の記載が必要とされ、撮影時には、窓口担当者の同席や写真の確認などの手間が発生している。ついては、コピーを認めることで窓口担当者の立会コスト等の行政コストの削減及び事務効率の向上、納税者の利便性の向上に務めるべきである。

(7) 申告書のほか、更正の請求書についても請求書に書面を添付できるようにすること（税理士法33の2）（継続）

（理由及び意見）

更正の請求書には、参考資料の添付も多くなることから、更正の請求に至った事情や税理士の確認事項について積極的に説明することにより、税務行政においても、迅速な処理に貢献することができる。

(8) 相続税の申告書の閲覧申請を改善すること（申告書等閲覧サービスの実施について（事務運営指針））（新規）

（理由及び意見）

相続税の申告書の閲覧申請について、「共同で提出された申告書については、共同で提出した納税者全員が来署し、全員の氏名が記載された閲覧申請書を提出

した場合又は共同提出した納税者の一部から閲覧申請がなされた場合で、閲覧申請者以外の共同提出した納税者全員の委任状及び印鑑登録証明書などの添付がある閲覧申請書の提出があったときに限り、当該申告書全体の閲覧に応ずる…」という定めを、納税者の一人の閲覧申請に応じて申告書全体の閲覧ができるようにすべきである。

申告書全体の閲覧ができないのは不都合であり、閲覧制度としての機能を十分に果たすことができないため、改善が必要である。

(9) e-Taxによる納税者の税務届出書に関する提出状況を閲覧可能とすること、また、開示請求権を創設すること（新規）

(理由及び意見)

現状、納税者が過去に届け出た届出情報を課税当局側のみ保有しており、納税者は自己の届出書提出状況を自分で容易に確認できない。開示請求をすれば閲覧可能ではあるが、自己の提出状況について開示請求を全ての税目、届出について行うのは現実的ではない。その結果、消費税の届出書提出状況、贈与税の申告状況など容易に開示されれば避けることができるはずの事故が絶えない。これをe-Tax申請することで自己の提出状況が容易に即開示されるよう改正すべきである。

令和6年度税制及び税務行政に関する意見書を作成して

社会はますます多様化し、ボーダーレスになっている。そして、コロナ禍によりデジタル化は加速度的に進行しています。このような現状を踏まえ改めて、納税者の権利について考えてみました。日本国憲法憲法前文には「国民主権」が謳われており、納税者の権利は、この日本国憲法の基本原理に基づき尊重され保障されなければならないと考えています。欧米諸国や韓国などにも納税者の権利義務を規定した制度がありますが、日本においては、いまだ納税者権利憲章は制定されていません。

いわゆるGAFAに見られるような国際的な巨大デジタル企業の成長とともに、これらの企業と課税権を持つ国等との対立や課税権を持つ国々同士の対立が生じることになりました。2021年10月8日、経済協力開発機構（OECD）は、「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対処するための二本の柱からなる解決策に関する声明」及び「詳細な実施計画」を公表しました。今後、これに基づき国際的なルールづくりが具体化していくと思われます。それに対応するための税制改革を行う際にその具体化が優先され、その他の一般の納税者の権利が軽視されることも懸念されます。そのため、早急に納税者権利憲章を策定し、その上で課税や手続きの法整備の議論に臨むべきであると考えています。

ご協力をお願い

調査研究部では、会員各位からの税制改正に関する貴重なご意見を募集しております。ご所属の県連宛てにご提出ください。どうぞよろしくお願いいたします。

令和 5 年 3 月 31 日

作成担当

関東信越税理士会 調査研究部

部	長	渡	邊	信	子	(新潟支部)
副	部	長	荒	木	雅	江(土浦支部)
			森	訓	司	(栃木支部)
委	員	横	田	幸	雄	(前橋支部)
			横	田	尚	久(川越支部)
			山	田	康	博(長岡支部)
			岩	木	功	(上田支部)
担	当	副	会	長	小	林 馨(高崎支部)
担	当	専	務	理	事	西 山 利 昭(長野支部)